

曾於市起業創業等相談の利用にあたっての留意事項

(利用にあたり以下の事項について予め御了承ください。)

1 曾於市起業創業相談について

曾於市起業創業相談は、中小企業・小規模事業者、NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定者等を対象に、売上拡大、経営改善をはじめとする様々な経営に関する相談（年度内5回まで）をお受けする曾於市の起業創業支援事業です。アドバイスに基づき行為を行うか否かの判断は、**利用者の責任で行ってください**。また、相談内容に応じて、適切な他の支援機関や外部専門家等を紹介する場合があります。なお、行政手続き、融資手続き、助成金の申請手続きといった**実務代行は行っておりません**。

2 企業情報、個人情報及び相談内容等の取り扱いについて

曾於市起業創業相談は、営業秘密及び個人情報の取り扱いについて関連法令を遵守しますが、次の点について予めご了承ください。

- ① 曾於市起業創業相談は、市の施策として市が委嘱した起業創業相談員と連携・協力して運営している事業です。
- ② お伺いした内容（個人情報を含む）については、本事業の円滑な遂行及び事例や実態等の調査・分析のために、市と起業創業相談員で共有されます。
- ③ 本事業の円滑な遂行と改善のため、アンケート調査等を実施することがあります。その際、お伺いした企業情報・個人情報を利用する場合があります。
- ④ 支援機関との共有をはかることもございます。

詳しい説明は以下をご覧ください。

- 起業創業相談員及び市は、アドバイス内容の完全性・有用性・確実性・適合性等について、いかなる保証をするものではありません。また、アドバイスに基づいた利用者の行為によって、利用者及び第三者にどのようなトラブルや損害が発生したとしても、市及び起業創業相談員等は一切の責任を負いません。
- 利用者に次のいずれかに該当する行為があった場合、利用者に事前に連絡することなく相談を中止し、今後の利用をお断りする場合があります。
 - ①脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、②大声・奇声を発するなどして相談業務を害する行為、③不必要に性的及び身体上の事柄に関する言動をする行為、④宗教活動又は政治活動等並びに宗教団体又は政治団体等への勧誘行為、⑤物品・サービス等の営業行為、⑥曾於市起業創業相談業務の運営上、支障をきたすと判断した行為
- 利用者は次のいずれかに該当する反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約したうえで相談に申し込むこととし、同意できない場合、または真実と異なる表明をされた場合は、曾於市起業創業相談の利用をお断りいたします。
 - ①暴力団、②暴力団員・準構成員、③暴力団関係企業、④総会屋等、⑤社会運動等標ぼうゴロ、⑥特殊知能暴力集団等